令和元年６月１８日

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

理事長　内山　哲也　様

監事　黒田　清行

監事　三谷　英彰

監査報告書

地方独立行政法人法（以下「地独法」という。）第１３条第４項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）の平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの第７期事業年度における業務の執行及び財務に関する状況について、監査しました。その結果について、以下のとおり報告します。

１　監査の方法及びその内容

　各監事は、監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、法人の最高意思決定機関である理事会に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所において業務、財産の状況及び大阪府知事に提出する書類を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が地独法、個別法、又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

　さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

　以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

２　監査の結果

（１）法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また第２期中期目標の着実な達成に向けて概ね効果的かつ効率的に実施されたものと認める。

（２）法人の内部統制システムは、概ね適切に整備及び運用されていると認める。また、内部統制システムに関する役員の職務の執行について、特段指摘すべき事項は認められない。

（３）法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

（４）財務諸表等に係る会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

（５）事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

以上